

令和8年度みやざきジビエ利活用促進事業

業務委託仕様書

1 業務の目的

捕獲された野生鳥獣の肉（ジビエ）を地域資源としてとらえ、利活用が進むことにより、狩猟者をはじめ鳥獣被害対策に関わる人々の所得の確保や中山間地域の活性化等に繋がることが期待されるが、一般消費者のジビエに対する認知度は依然として低く、普及拡大を図る上での課題となっている。このため、首都圏をターゲットにしたマッチング商談や認知度向上イベント等を開催し、認知度向上や利活用促進を図ることにより、みやざきジビエの普及拡大を目指す。

2 委託業務の範囲

(1) マッチング商談会の企画運営及び個別商談会支援

宮崎県産ジビエの首都圏での認知度向上を図るため、ジビエ処理加工施設と実需者との商談会などを企画し運営する。また、ジビエ処理加工施設が実需者と個別で商談を進める際に支援する。

ア マッチング商談会の企画運営

- ・マッチング商談会に参加する実需者は、首都圏のレストラン（飲食店）等とする。
- ・マッチング商談会は、次の例を参考に企画する。ただし、商談会の規模や回数は問わない。

<例>

(ア) 生産者と実需者が一同に会する商談会（Web 商談会も可）

(イ) 実需者が来県し、県内ジビエ処理加工施設を巡回しながらの商談会

イ 個別商談支援

ジビエ処理加工施設が実需者と個別商談（アのマッチング商談会後の商談や、アを経ずにジビエ処理加工施設と実需者が別途行う商談も含む）を行う際に発生する経費の支払いをすること。経費は次のものを対象とする。

(ア) ジビエのサンプル代金

(イ) サンプル送料

ウ 報告書作成

マッチング商談会、その後の商談支援の結果について報告書を作成、提出する。

(2) 首都圏実需者のみやざきジビエの利活用推進及び評価・改善提案

首都圏におけるジビエの実需ニーズの動向や、首都圏実需者による宮崎県産ジビエに対する評価及び改善提案を行う。実施にあたっては、事前にジビエ処理加工施設の生産、販売上の課題をアンケート等で把握した上で、内容を決定する。なお、県内のジビエ処理加工施設が多く参加できるよう Web での開催でもよい。

ア 実施内容

- ・参加者
県内ジビエ処理加工施設、首都圏のレストラン（飲食店）等、県内ジビエ関係者
- ・内容

(ア) 県内ジビエ処理加工施設を対象としたジビエの生産・販売上の課題等のアンケートの収集

(イ) 首都圏におけるジビエの実需ニーズの動向把握

(ロ) 首都圏のレストラン（飲食店）等を対象とした宮崎県産ジビエの試食会及び評価・改善提案等のアンケート等の実施

イ 報告書作成

首都圏におけるジビエの実需ニーズの動向及びアンケート結果等については、結果をとりまとめ、報告書を作成して提出する。

(3) 首都圏でのみやざきジビエ認知度向上イベントの実施

(2)の宮崎県産ジビエ試食会に参加したレストラン（飲食店）等の店舗において、宮崎県産ジビエを使用した認知度向上イベントを開催する。

ア 実施内容

首都圏のレストラン（飲食店）等において、消費者を参集し、宮崎県産ジビエを使用したメニューの提供や消費者へのアンケートの実施、宮崎県産ジビエに関する情報発信を行う。

イ 報告書作成

イベントで提供した宮崎県産ジビエの種類（調達先含む）とメニューの内容、金額及びアンケート結果等の報告書を作成して提出する。

(4) 留意事項

委託業務の実施にあたっては、実施内容や予算等について、予め県に協議し業務を実施すること。

(5) 報告書の提出

委託業務の報告は、宮崎県農政水産部農業普及技術課あてに提出すること。

3 委託業務に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上了解を得たものについては、その限りではない。

(1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費

(2) 会議での食糧費

(3) 団体等への加入するための負担金

(4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

4 その他

- ・委託業務の実施にあたっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務事業者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- ・県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。
- ・委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。